

熊本市 循環型社会形成推進地域計画

熊 本 市

平成 20 年 1 月 31 日

平成 21 年 2 月 28 日 変更

平成 21 年 12 月 18 日 変更

平成 22 年 11 月 17 日 変更

平成 23 年 6 月 23 日 変更

平成 23 年 12 月 5 日 変更

平成 24 年 12 月 4 日 変更

平成 26 年 12 月 19 日 変更

熊本市循環型社会形成推進地域計画

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	2
(1)	対象地域	2
(2)	計画期間	2
(3)	基本的な方向	2
(4)	広域化の検討状況	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	4
(2)	生活排水の処理の現状	5
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	6
(4)	生活排水処理の目標	7
3	施策の内容	8
(1)	発生抑制、再使用の推進	8
ア	有料化	8
イ	ごみ減量・リサイクルの意識啓発	8
ウ	ごみの発生抑制	8
エ	再使用の促進	8
オ	生活排水対策	9
(2)	処理体制	9
ア	家庭ごみの処理体制の現状と今後	9
イ	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	9
ウ	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	9
エ	生活排水処理の現状と今後	10
オ	今後の処理体制の要点	10
(3)	処理施設等の整備	12
(4)	施設整備に関する計画支援事業	13
(5)	その他の施策	14
ア	適正処理困難物等の対応	14
イ	不法投棄等の防止対策	14
ウ	災害時の廃棄物処理に関する事項	14
4	計画のフォローアップと事後評価	15
(1)	計画のフォローアップ	15
(2)	事後評価及び計画の見直し	15
様式1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (平成22年度)	16
1	地域の概要	16
2	一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標	16
3	一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定	17
様式2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2 (平成22年度)	18
様式3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	19

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	熊本市
面積	389.53km ²
人口	722,164人
(平成22年4月1日現在)	

(2) 計画期間

本計画は、平成20年4月1日から平成27年3月31日の7年間を計画期間とする。なお、平成27年度以降も引き続き施設整備事業を行うため、次期計画については、平成26年度以降に策定する予定である。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

熊本市は、熊本県人口の5割以上を占める熊本都市圏の中心として人口72万人を擁する都市である。サービス産業を中心として、食品産業、IC産業の集積、全国でも高い生産性を誇る都市型農業、水産業など各種産業を展開している。

人口及びサービス産業が集中する本市においては、バブル景気より急増したごみ排出量が高止まりの様相を呈する中、平成16年3月に一般廃棄物処理基本計画として、『ごみ減量・リサイクル推進基本計画』（以下、「基本計画」という）を策定し、廃棄物処理の方向を定めた。（平成23年3月に、新たな一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定）

事業系一般廃棄物については、排出事業者における廃棄物減量・リサイクル責任者の設置や減量計画の作成等の指導及び助言をとおして、その発生抑制及び再生利用の推進を図る。

家庭系廃棄物については、地域説明会や出前講座を開催し、市民へのごみ分別の啓発を進めるとともに、容器包装の分別収集及び有料化等についても、その効果や問題点の整理を行いながら検討し、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

排出されたごみの適正処理に必要となる施設の整備については、基本計画の定めに基づき、老朽化のため新たな施設が必要となる焼却施設（西部環境工場）の代替施設の整備、第1期工事・第2期工事として整備計画をしていた最終処分場（扇田環境センター）の第2期工事分の整備を行う。

また、有明海・河川等の自然環境保全や環境負荷の軽減を積極的に図るため、生活排水は、下水道事業を推進していくものとし、一部の地域については、合併処理浄化槽の普及を図る。

(4) 広域化の検討状況

熊本県一般廃棄物処理広域化計画の中で、平成 20 年度までは県全体を県北、県央、及び県南の 3 ブロックに分割してブロックごとの広域化を図ることとするとともに、単独で県央ブロックを構成する熊本市は、将来的に熊本都市圏をひとつのブロックとして広域化を図ることとしている。

現在、一般廃棄物の広域化は、一部周辺市町村との合併に連動する既存広域処理の枠組み変更に関するもの、同じく一部周辺市町村との可燃ごみの熊本市への事務委託に関するものなどが検討されている。

広域化による計画処理人口は、平成 22 年度には合併により約 50,000 人の増、平成 26 年度には他町の受入れにより約 65,000 人分の増が見込まれるため、目標年次の平成 27 年度には 115,000 人の増となる見込みである。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 18 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収も含め 300,138 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 25,895 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）÷（ごみの総排出量＋集団回収量））は 8.6%である。

中間処理による減量化量は 229,823 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 78%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約 15%に当たる 44,420 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 267,160 トンである。なお、各環境工場では、施設内外での余熱利用を行っており、東部環境工場では、地域福祉施設へ給湯・給電、水道局戸島送水場へ給電を、西部環境工場では、ハウス園芸施設へ給湯を行っている。

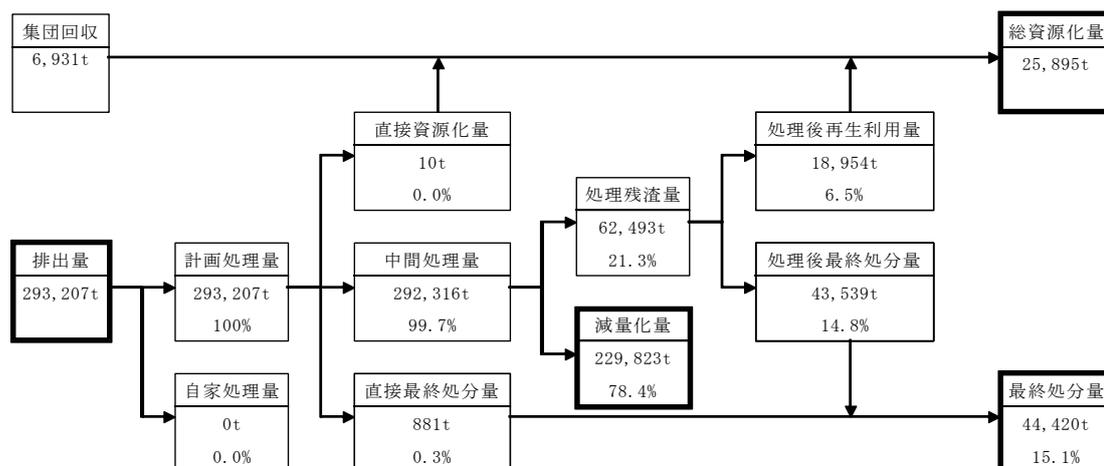


図 1 平成 18 年度一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成 21 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 723,707 人(H21 年度末)であり、水洗化人口は 701,114 人、汚水衛生処理率 89.6%である。

し尿発生量は 18,787kl/年、浄化槽汚泥発生量は 69,433kl/年であり、処理・処分量(= 収集・運搬量)は 88,220kl/年である。

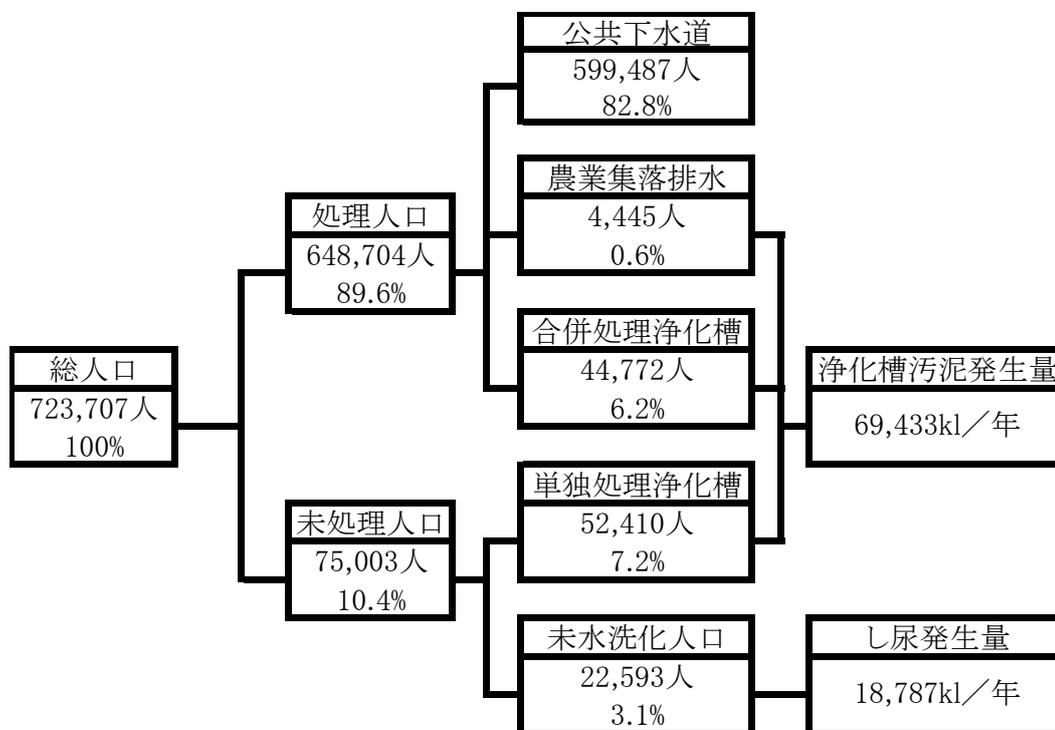


図 2 平成 21 年度生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 ^{※1}) 平成18年度	目標 (割合 ^{※1}) 平成27年度
排出量	事業系 排出量	123,235 トン	83,315 トン (-32.4%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	4.3 トン/事業所	2.5 トン/事業所 (-41.9%)
	家庭系 排出量	169,972 トン	140,272 トン (-17.5%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	228 kg/人	169 kg/人 (-25.9%)
合 計	総排出量	293,207 トン	223,586 トン (-23.7%)
再生利用量	直接資源化量	10 トン (0.0%)	252 トン (0.1%)
	総資源化量	25,895 トン (8.8%)	36,336 トン (16.3%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	91,063 MWh	304,200 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	229,823 トン (78.4%)	189,786 トン (84.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	44,420 トン (15.1%)	5,100 トン (2.3%)

※1：排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2：(1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} ÷ (事業所数)

※3：(1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源化量)} ÷ (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

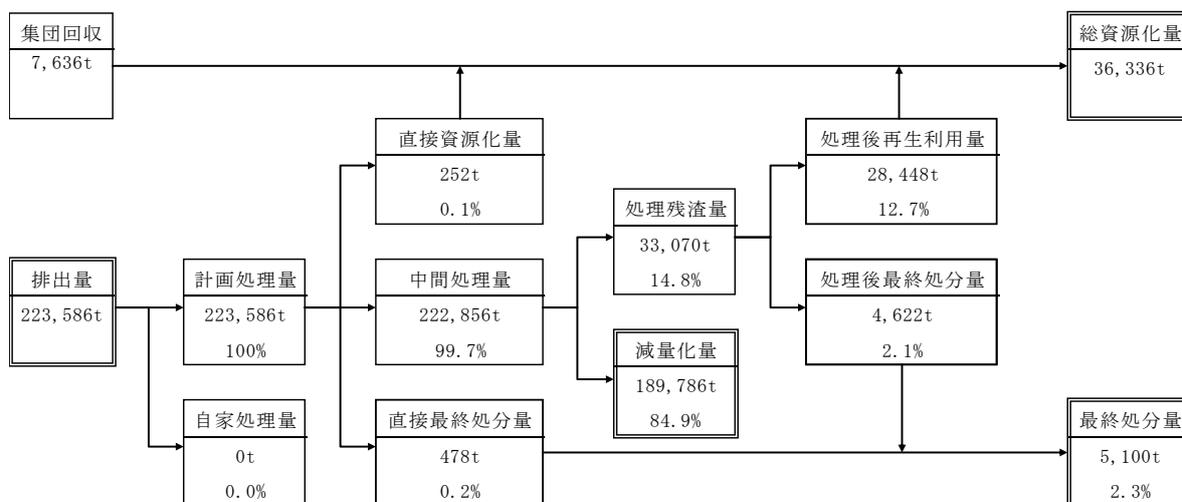


図3 目標達成時(平成27年度)の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成21年度実績		平成27年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	599,487人	(82.8%)	654,329人	(90.2%)
	農業集落排水	4,445人	(0.6%)	4,428人	(0.6%)
	合併処理浄化槽	44,772人	(6.2%)	36,000人	(5.0%)
	未処理人口	75,003人	(10.4%)	30,394人	(4.2%)
	合計	723,707人	(100.0%)	725,151人	(100.0%)
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	18,787kl		7,613kl	
	浄化槽汚泥量	69,433kl		42,131kl	
	合計	88,220kl		49,744kl	

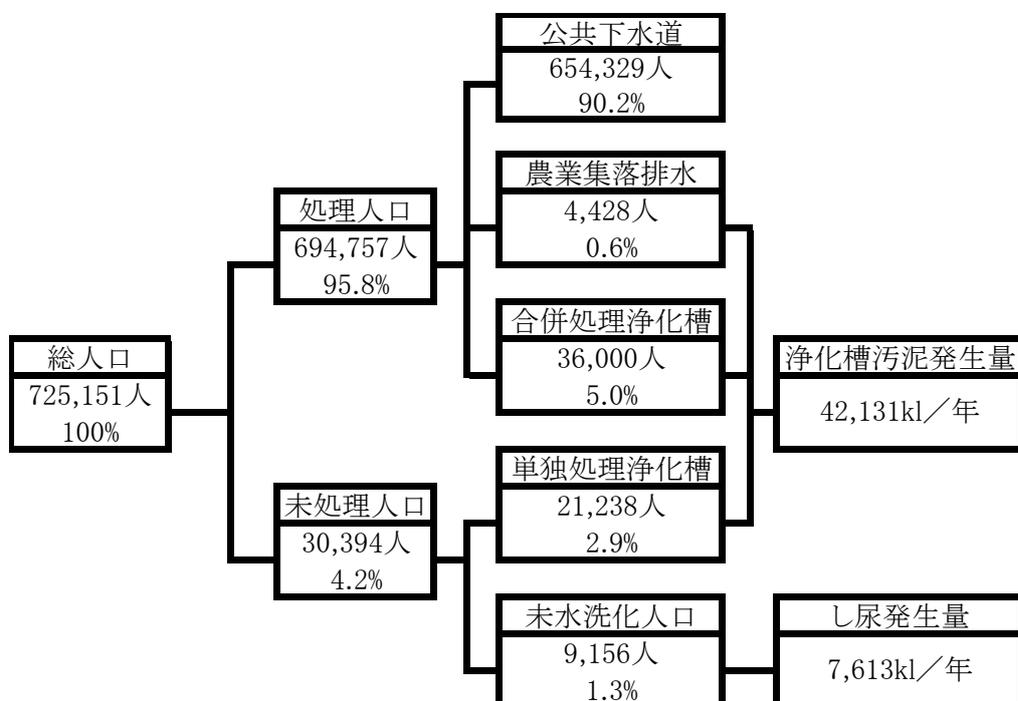


図 4 目標達成時(平成 27 年度)の生活排水の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

現在、事業系廃棄物については、従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。

家庭の大型ごみは平成 13 年 10 月より戸別有料収集を実施し、家庭ごみについても、ごみに対する市民の意識改革、減量（発生抑制）及び分別の徹底によるリサイクルの推進、ごみ量に応じた負担の公平化、新たなごみ減量・リサイクルの取り組みのための財源確保を目的とする基本計画の方針を踏まえ、平成 21 年 10 月より有料化を実施した。

イ ごみ減量・リサイクルの意識啓発

近年における環境問題への関心の高まりとともに、市民・事業者の意識は変わりつつあるが、ごみ問題への関心度には温度差が見られるのが現状であり、ごみに対する意識啓発が必要である。各年齢層や立場に応じた適切な学習機会の提供や、多様な媒体を活用した情報提供により、ごみ減量・リサイクルへの自主的な取り組みを促進するような意識啓発を行うこととし、地域や学校に出向いての説明会・講座の実施、情報誌やちらし、インターネットを利用した情報提供、施設見学バスツアーなどによる意識啓発を行うとともに、リサイクルに関する情報提供や活動の拠点としてのリサイクル情報プラザにおいて、リサイクルの体験講座など活動の充実とセミナーの開催等を行う。

ウ ごみの発生抑制

製造、販売、消費の各段階において発生抑制の取り組みが必要である。市民及び事業者におけるごみの減量に向けた取り組みを促進するため、消費段階での取り組みの工夫の周知や事業者への減量の指導を行うこととし、マイバッグ持参やレジ袋無償配布中止などによるレジ袋削減などの啓発を行う。また、環境にやさしい取り組みを行っている店舗をエコショップとして認定し、減量やリサイクルの推進に関する活動支援を行う。

エ 再使用の促進

ごみの発生量の抑制や省エネルギー、省資源にもつながる再使用促進の取り組みが必要である。広報活動によるリターナブルびんなど再使用可能容器の選択への誘導や、フリーマーケットの開催を通じ再使用に関する意識啓発を行うとともに、リサイクル情報プラザにおけるリサイクルマーケット（市民から無償で提供された不用品を展示し希望者に無料で提供するもの）について、今後整備するストックヤードを物品の保管場所として活用し事業の充実を図る。（平成 22 年度ストックヤード整備済み）

オ 生活排水対策

家庭等から排出される生活排水による汚濁負荷量の削減のため広報・各種等を通じて啓発に努め、下水道整備地区では下水道接続を推進するとともに下水道区域外では合併処理浄化槽の普及促進を図っていく。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 の通りである。

現状、リサイクルが可能な紙、資源物、ペットボトル等は、民間へ売却及び一部指定法人への引渡しを行っている。大型ごみについては、可燃系は本市所有の破砕施設にて破砕、不燃系は外部委託にて破砕を行い、破砕後の資源物、可燃物、不燃物はそれぞれ売却、焼却、埋立を行っている。埋立ごみは平成 17 年度より最終処分場にて破砕を行い、金属類、可燃分は売却、焼却し、残りを埋立処理している。

リサイクル推進の観点から分別ルールの徹底を進めることが重要であるが、現在の資源物収集品目以外にもリサイクル可能なものがあることから、新たな分別も視野に入れ計画を進める必要がある。今後は、容器包装リサイクル法の対象品目であるプラ製容器包装に関し、民間施設の活用を視野に入れた新たな分別品目としての検討を進め、資源化を図る。(平成 22 年 10 月よりプラスチック製容器包装の分別収集実施済み) なお、可燃物については、新たな施設により熱回収を行い循環的利用を進める。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現状は、近年は事業者におけるごみ減量及びリサイクルが推進されていることや、ごみ処理手数料の改定が平成 10 年・11 年に行われたため、ごみ量は微減状況である。(平成 21 年にごみ処理手数料の改定実施済み)

事業ごみの減量に当っては、事業者自らが自己処理責任を認識し適正にごみの管理を行うことが必要であり、今後は、排出事業者における廃棄物減量・リサイクル責任者の設置や減量計画の作成等の指導及び助言を継続し、ごみの減量やリサイクルの促進を図る。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市所有の焼却施設及び最終処分場において、一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲で産業廃棄物を処理している。今後は、排出事業者と産廃処分業者の処理能力、県の主導する広域処理、法令改正の動向を踏まえ、受入れ範囲を随時見直していく。

エ 生活排水処理の現状と今後

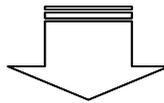
生活排水の処理については、引き続き、下水道が整備されていない区域で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 容器包装プラスチックの分別収集についても検討を行い資源化の拡大を図る。
(平成 22 年 10 月実施済み) また、可燃物についてはさらなる熱回収を進める。
- ◇ 排出事業者におけるごみ減量責任者の設置や減量計画の作成等の指導及び助言を行い、事業系一般廃棄物の減量及びリサイクルの促進を図る。
- ◇ 一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲で処理を行っている産業廃棄物について、事業者の処理能力や国・県の施策及び法改正の動向を踏まえ、受入れ範囲を随時見直す。
- ◇ 生活排水の処理については、合併処理浄化槽の整備を進めていく。

表 3 熊本市の家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成18年度)					
種類区分	分別区分	処理方法		処理施設等	処理実績[t]
燃やすごみ	燃やすごみ	焼却		東部環境工場 西部環境工場	142,535
紙	新聞紙・折込チラシ	リ サ イ ク ル	売却	民間施設	収集量⇒ 21,351 (資源化量) (17,227)
	ダンボール				
その他の紙					
資源物	空きびん・空き缶		売却(一部指定 法人へ引渡し、 使用済み乾電池 は処理委託)		
	なべ類				
	古着				
	使用済み乾電池				
自転車					
ペットボトル	ペットボトル				
大型ごみ	大型ごみ	複合	破碎・選別→ 売却(資源物) 焼却(可燃物)	可燃系：粗大ごみ破碎施設(東部・ 西部環境工場) 不燃系：民間施設	1,110
埋立ごみ	埋立ごみ		焼却(可燃物) 埋立(不燃物)	扇田環境センター内破碎・選別設備及び扇田 環境センター	4,976



今 後 (平成27年度)					
種類区分	分別区分	処理方法		処理施設等	処理計画[t]
燃やすごみ	燃やすごみ	焼却		東部環境工場、 西部環境工場代替施設	106,088
紙	新聞紙・折込チラシ	リ サ イ ク ル	売却	民間施設	収集量⇒ 25,595 (資源化量) (21,547)
	ダンボール				
その他の紙					
資源物	空きびん・空き缶		売却(一部指定 法人へ引渡し、 使用済み乾電池 は処理委託)		
	なべ類				
	古着				
	使用済み乾電池				
自転車					
草木類					
ペットボトル	ペットボトル				
プラ製容器包装	プラ製容器包装	指定法人引渡しを検討		民間施設の活用を検討	4,243
大型ごみ	大型ごみ	複合	破碎・選別→ 売却(資源物) 焼却(可燃物)	可燃系：粗大ごみ破碎施設(東部・ 西部環境工場) 不燃系：民間施設	1,224
埋立ごみ	埋立ごみ		焼却(可燃物) 埋立(不燃物)	扇田環境センター内破碎・選別設備及び扇田 環境センター	3,122

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	旧東部環境工場解体及びストックヤード整備事業	約 1,000m ²	熊本市戸島町 2570	H21～H22
2	高効率ごみ発電施設	西部環境工場代替施設整備事業	約 280t/日	熊本市小島2丁目・城山薬師2丁目	H24～H26
3	最終処分場	第2期扇田環境センター整備事業	容積 895,000m ³	熊本市貢町 1567	H21～H24

(整備理由)

事業番号1：再使用の促進のためのストックヤード整備、旧東部環境工場の解体

事業番号2：既存施設の老朽化に伴う代替施設の整備、エネルギーの高効率回収

事業番号3：基本計画で定めた整備計画に基づく第2期工事分の実施

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成21年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
4	浄化槽設置整備事業	313 ※	1,400	4,873	H22～H26

※城南町 37、植木町 88 を含む

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	旧東部環境工場跡地におけるストックヤード整備事業(事業番号 1)に係る旧東部環境工場解体に伴う調査・設計事業	ダイキン類調査 解体設計等	H20
	旧東部環境工場跡地におけるストックヤード整備事業(事業番号 1)に係るストックヤード整備に伴う設計事業	実施設計	H21
32	西部環境工場代替施設整備事業(事業番号 2)に係る用地調査事業	地質調査・測量	H21
	西部環境工場代替施設整備事業(事業番号 2)に係る基本設計調査事業	基本設計等	H21
	西部環境工場代替施設整備事業(事業番号 2)に係る環境影響調査事業	環境影響調査	H21～H23
	西部環境工場代替施設整備事業(事業番号 2)に係るPFI導入可能性調査事業	PFI可能性調査	H21
	西部環境工場代替施設整備事業(事業番号 2)に係るPFI事業者選定アドバイザー	発注仕様書等作成 事業者選定	H22～H23
33	第2期扇田環境センター整備事業(事業番号 3)に係る地質調査事業	地質調査	H20
	第2期扇田環境センター整備事業(事業番号 3)に係る実施設計事業	実施設計	H20

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 適正処理困難物等の対応

本市の収集・処理体制では処理が困難な物は、購入した販売店等による引き取り、又は一般廃棄物処理業者の活用を促進させる。

イ 不法投棄等の防止対策

市民及び事業者への法令やごみ出しルールの普及・啓発に努め、監視体制を強化するとともに、違反者に対しては厳格な対応を行うことにより、不法投棄の防止を図る。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

熊本市では、災害時における廃棄物処理について、環境保全対策部防災計画を策定し、具体的方法を定めている。

ごみ処理は、腐食性ごみの優先的処理と最終処分場の延命及びごみの有効利用を原則とし、災害ごみの分別方法、収集方法、仮置場、及び再資源化などを定めている。

今後は、周辺市町村との広域的連携について検討する。

仮置場・・・扇田環境センター旧処分場及び旧戸島埋立地

最終処分場・・・扇田環境センター新処分場

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて熊本県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (平成22年度)

1 地域の概要

(1)地域名	熊本市	(2)地域内人口	722,164人 (H22.4.1)	(3)地域面積	389.53km ²
(4)構成市町村等名	熊本市	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 年 月 日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し： 予定なし				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成27年度
排出量	事業系 総排出量[トン]	134,835	136,467	141,377	136,915	129,726	123,235	83,315 (H18比 -32%)
	1事業所当たりの排出量 [トン/事業所]	4.4	4.5	4.7	4.7	4.5	4.3	2.5 (H18比 -42%)
	家庭系 総排出量[トン]	196,471	178,549	177,182	172,908	173,178	169,972	140,272 (H18比 -18%)
	1人当たりの排出量 [kg/人]	256	235	239	235	235	228	169 (H18比 -26%)
	事業系家庭系排出量合計[トン]	331,306	315,016	318,559	309,823	302,904	293,207	223,586 (H18比 -24%)
再生利用量	直接資源化量[トン]	0 (0%)	14 (0%)	14 (0%)	11 (0%)	9 (0%)	10 (0%)	252 (H18比 0%)
	総資源化量[トン]	34,105 (10%)	29,048 (9%)	25,290 (8%)	24,156 (8%)	25,421 (8%)	25,895 (9%)	36,336 (H18比 16%)
熱回収量	熱回収量[年間の発電電力量MWh]	92,246	92,246	95,339	93,990	94,157	91,063	304,200
中間処理による減量化量	減量化量[中間処理前後の差 トン]	236,976 (72%)	233,834 (74%)	240,916 (76%)	237,545 (77%)	235,693 (78%)	229,823 (78%)	189,786 (H18比 85%)
最終処分量	埋立最終処分量[トン]	65,225 (20%)	56,822 (18%)	57,654 (18%)	54,036 (17%)	48,421 (16%)	44,420 (15%)	5,100 (H18比 2%)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	施設名	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
			型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月。	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力	
マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ破碎施設	熊本市	油圧せん断式破碎	有	30t/5h	H 6. 4						
	粗大ごみ破碎施設		油圧せん断式破碎	有	50t/5h	S61. 4	H28. 2 廃止予定	老朽化、処理体制の変更				
	ストックヤード							再使用促進	保管	H23. 3	約1,000㎡	新規
エネルギー回収推進施設	東部環境工場	熊本市	全連続燃焼式ストーカ炉	有	300t/d×2	H 6. 4						
	西部環境工場		全連続燃焼式ストーカ炉	有	225t/d×2	S61. 4	H28. 2 廃止予定	老朽化				
高効率ごみ発電施設	西部環境工場代替施設	熊本市						西部環境工場の老朽化	全連続燃焼式ストーカ炉	H28. 2	約280t/d	新規
最終処分場	第1期扇田環境センター	熊本市	サンドイッチ・セル方式	有	605,000m ³	H15. 6						
	第2期扇田環境センター							基本計画に基づく整備	サンドイッチ・セル方式	H25. 3	895,000m ³	
し尿処理施設	秋津浄化センター	熊本市	嫌気処理	有	90kL/d	S39. 12						

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2 (平成22年度)

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模		事業・交付期間		総事業費(千円)							備考
				単位	開始	終了	計	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
マテリアルリサイクル推進施設に係る事業	ストックヤード	1	熊本市	約1,000	m ²	H21	H22	931,521	0	330,747	600,774	0	0	0	0
高効率ごみ発電施設に係る事業	高効率ごみ発電施設	2	熊本市	約280	t/d	H24	H26	9,920,055	0	0	0	0	393,966	995,958	8,530,131
最終処分場に係る事業	最終処分場	3	熊本市	895,000	m ³	H21	H24	2,745,258	0	94,650	1,193,906	1,382,337	74,365	0	0
浄化槽に関する事業	浄化槽整備事業	4	熊本市	1,400	基	H22	H26	629,372	0	0	89,980	134,848	134,848	134,848	134,848
施設整備に係る計画支援に関する事業		31 32 33	熊本市			H20	H23	259,272	58,564	41,215	102,640	56,853	0	0	0
合計								14,485,478	58,564	466,612	1,987,300	1,574,038	603,179	1,130,806	8,664,979

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模		事業・交付期間		交付対象事業費(千円)							備考	
				単位	開始	終了	計	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
マテリアルリサイクル推進施設に係る事業	ストックヤード	1	熊本市	約1,000	m ²	H21	H22	817,548	0	290,880	526,668	0	0	0	0	
高効率ごみ発電施設に係る事業	高効率ごみ発電施設	2	熊本市	約280	t/d	H24	H26	9,115,209	0	0	0	0	11,269	915,844	8,188,096	
								5,882,535	0	0	0	0	0	5,882,535	(内交付率1/2)	
								3,232,674	0	0	0	0	11,269	915,844	2,305,561	(内交付率1/3)
最終処分場に係る事業	最終処分場	3	熊本市	895,000	m ³	H21	H24	2,460,147	0	80,225	1,071,111	1,238,165	70,646	0	0	
浄化槽に関する事業	浄化槽整備事業	4	熊本市	1,400	基	H22	H26	629,372	0	0	89,980	134,848	134,848	134,848	134,848	
施設整備に係る計画支援に関する事業		31 32 33	熊本市			H20	H23	259,272	58,564	41,215	102,640	56,853	0	0	0	
合計								13,281,548	58,564	412,320	1,790,399	1,429,866	216,763	1,050,692	8,322,944	

様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画							備考		
					開始	終了		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度			
発生抑制、 再使用の 推進	11	家庭ごみの有料化	家庭ごみの有料化を導入し、 事業の充実を図る	熊本市	H20	継続		導入の検討		導入の充実					H21.10に導入済		
	12	リサイクル情報プラザの 利用促進	市民を対象としたセミナー開 催等活動の充実を図る	熊本市	H20	継続		活動の充実									
	13	マイバッグ持参及びレジ 袋削減	マイバッグ持参、レジ袋無償 配布の中止等によるレジ袋削 減等の啓発を行う	熊本市	H20	継続		啓発の実施							H21.11より販売店 等とレジ袋無料配 布中止の協定を結 ぶ		
	14	エコショップ認定	環境配慮店舗をエコショップ として認定しごみ減量・発生 抑制の推進を図る	熊本市	H20	継続		認定の実施									
	15	リサイクルマーケットの 充実	市民からの無償提供品を無料 提供するリサイクルマーケットの充実を 図る。ストックヤードを物品の保管 庫として活用。	熊本市	H20	継続		活動の充実									
変更 に 関 する もの の 構 築、	21	容器包装プラスチックの 分別収集	容器包装プラスチックの分別 収集・リサイクルの実施方法 等について検討を行い導入を 図る	熊本市	H20	継続		導入の検討		事業の充実					H22.10に導入済		
	22	事業系一般廃棄物の排出 事業者の処理計画策定	排出事業者での責任者の設置 や減量計画の策定を進める	熊本市	H20	継続		責任者設置・計画策定の促進									
処理 施設 の 整 備 に 関 する もの	1	旧東部環境工場跡地にお けるストックヤード整備 事業		熊本市	H21	H22	○	廃炉 解体	建設 工事								
	2	西部環境工場代替施設の 整備事業		熊本市	H24	H26	○			建設工事					～H27年度（H27年 度竣工予定）。H27 年度分は第2期計画 にて定める。		
	3	第2期扇田環境センター の整備事業		熊本市	H21	H24	○	建設工事									
	4	合併処理浄化槽の整備事 業		熊本市	H22	H26	○	整備・設置									
施設 整 備 に 関 する もの の 計 画 支 援	31	1の計画支援		熊本市	H20	H21	○	ダイキシン類調査・解体等設計		ストックヤード実施設計							
	32	2の計画支援		熊本市	H21	H23	○	地質調査・測量		基本設計		PF可能性調査			発注仕様書作成	環境影響評価	
	33	3の計画支援		熊本市	H20	H20	○	地質調査		実施設計							
そ の 他	41	適正処理困難物等対応	販売店引取りや一般廃棄物 処理業者の活用により 適正処理を図る	熊本市	H20	継続		業者引取り・処理業者活用等実施									
	42	不法投棄等防止対策	防止に関する意識啓発や監視 体制の強化により不法投棄の 抑制を図る	熊本市	H20	継続		啓発事業・体制強化実施									
	43	災害時の廃棄物処理に関 する事項	環境保全対策部防災計画 策定済み。今後広域的連 携について検討する。	熊本市	H20	継続		広域的連携検討									